

令和5年第3回四万十町議会定例会

議案説明資料

令和5年9月13日開会

四 万 十 町

目次

議案番号	付議事件名	ページ
報告第10号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	1
報告第11号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	4
報告第12号	健全化判断比率の報告について	8
報告第13号	資金不足比率の報告について	
承認第3号	専決処分の承認を求めることについて（令和5年度四万十町一般会計補正予算（第3号））	10
議案第45号	四万十町文化的施設整備事業に係る施設規模の見直しを求めることについて住民の意思を問う住民投票条例について	11
議案第46号	松葉川地区定住住宅団地造成工事請負契約の締結について	26
議案第47号	損害賠償の額を定めることについて	28
議案第48号	四万十町文化的施設新築工事（建築主体）請負契約の締結について	29
議案第49号	四万十町文化的施設新築工事（機械設備）請負契約の締結について	
議案第50号	高知県広域食肉センター事務組合の解散について	33
議案第51号	高知県広域食肉センター事務組合の解散に伴う事務承継について	34
議案第52号	令和5年度四万十町一般会計補正予算（第4号）	別冊
議案第53号	令和5年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第54号	令和5年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第55号	令和5年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第56号	令和5年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第57号	令和5年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第58号	令和5年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第59号	令和5年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第60号	令和5年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第61号	令和5年度四万十町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第62号	令和5年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第63号	令和5年度四万十町水道事業会計補正予算（第1号）	別冊
認定第1号	令和4年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定について	別冊

■報告第10号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

【要旨】

町道で発生した自動車物損事故の損害について、国家賠償法（昭和22年法律第125号）第2条第1項に基づく賠償額を決定し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項（平成18年四万十町議会告示第4号）第2項の規定により専決処分しましたので、同法同条第2項の規定により報告するものです。

【内容】

発生場所	町道大道日吉線
概要	令和5年5月8日午前7時30分頃、町道大道日吉線で落石が発生し、走行中の自動車が損傷したものの。
専決処分日	令和5年6月19日
賠償金額	230,725円 内訳（車両修理費用、町の過失割合10割）
相手方	四万十町



〔被害車両の損傷部位：フロントガラス〕



〔落石発生場所：町道大道日吉線〕



【根拠法令】

国家賠償法（抜粋）

（公の営造物の設置管理の瑕疵に基く損害の賠償責任・損害の責任者に対する求償権）

第 2 条 道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があったために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。

2 （略）

地方自治法（抜粋）

（議会の委任による専決処分）

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

地方自治法第 180 条第 1 項に基づく四万十町長専決処分事項

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、町長において専決処分することのできる事項を次のとおり指定する。

1 （略）

2 法律上町の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が 50 万円以下のもの

3～6 （略）

■報告第11号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

【要旨】

町道で発生した自動車物損事故の損害について、国家賠償法（昭和22年法律第125号）第2条第1項に基づく賠償額を決定し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項（平成18年四万十町議会告示第4号）第2項の規定により専決処分しましたので、同法同条第2項の規定により報告するものです。

【内容】

発 生 場 所	町道大道日吉線
概 要	令和5年5月8日午前8時20分頃、町道大道日吉線で落石が発生し、停車中の自動車が破損したものの。
専決処分日	令和5年8月18日
賠 償 金 額	190,920 円（町の過失割合 10 割） 内訳 車両時価 95,000 円、レンタカー代金 61,600 円 レッカー代金 34,320 円
相 手 方	四万十町茂串町 11 番 30 号 社会福祉法人 しまんと町社会福祉協議会



〔被害車両：全損〕



〔落石直後の現場の様子〕



令和5年5月8日午前8時20分頃、社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会のデイサービス送迎車が、町道大道日吉線を大道地区から久保川地区方面に向けて走行中、前方に車両の進行を遮る落石を発見し停車した。

落石を除去するため運転手が降車し、作業を終えて車内に戻ろうとしたところ、再び上部から車両の前後に係り大規模な落石が発生し、社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会所有の車両は全損。また、同協議会職員である運転手は骨折及び脳挫傷等の重傷、当該車両後部座席に同乗していたデイサービス利用者が胸椎圧迫骨折の怪我を負った。

事故後、町担当課が保険会社と協議を重ねながら、損害賠償の相手方を車両所有者・運転手・同乗者の3件に分けて保険金の支払いに向けた準備を進め、道路管理者である町の過失割合は10割と判断された。

① 車両への対応について

落石の直撃を受け車両全体が破損し廃車となり、国家賠償法第2条第1項に基づく賠償額は、車両時価価格 95,000 円（初年度登録から 10 年経過のため新車価格の 10 分の 1）、レンタカー代金 61,600 円、レッカー代金 34,320 円、総額 190,920 円と決定した。

よって、地方自治法第 180 条第 1 項及び地方自治法第 180 条第 1 項に基づく四十町長専決処分事項第 2 項の規定により専決処分すべき案件となり、8 月 18 日付けで保険会社から相手方保険会社への支払いが行われたため、同法同条第 2 項の規定により本議会において報告をするものである。

② 運転手への対応について

事故後、高知市内の病院へ救急搬送され、左前頭骨開放性陥没骨折、脳挫傷、外傷性くも膜下出血、急性硬膜下血腫、右肩甲骨及び鼻篩骨骨折の診断を受け事故同日入院、5 月 11 日に手術が施行された。術後の経過良好のため 5 月 24 日に退院、しばらく町内の病院に通院し、9 月 1 日から職場復帰している。

業務中の交通事故（落石事故）であるため、労働災害の第三者行為災害届が提出されており、道路管理者である町（加害者）が医療費の全額を負担する。また、休職期間中の運転手の給料は同協議会から満額支給されており、これについても対象となる見込み。その他の損害賠償の対象は、慰謝料、入院諸費用等。

現在も保険会社等と事務手続き中のため金額は確定していないが、国家賠償法第 2 条第 1 項に基づく賠償額は 50 万円以上となることから議決案件となり、賠償額が確定次第、損害賠償の額を定めることについて地方自治法第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、金額確定後に直近の議会で議案を上程する。

③ 同乗者への対応について

事故後、町内の診療所に搬送され、第 12 胸椎圧迫骨折と診断され 6 月 2 日までリハビリのため入院した。退院後は装具での固定による自然治癒治療となるため、通院等はなく自宅に戻り生活をしている。

交通事故（落石事故）であり後期高齢者医療広域連合に第三者行為による傷病届を提出しており、道路管理者である町が医療費の全額を負担するため、治療関係費 530,258 円、装具代 45,537 円、慰謝料 215,000 円、入院諸雑費 27,500 円、診断書取得費用 8,000 円、総額 826,295 円が損害賠償の対象となる。

よって、国家賠償法第 2 条第 1 項に基づく賠償額が 50 万円以上となることから議決案件となり、損害賠償の額を定めることについて地方自治法第 96 条第 1 項第 13 号の規定により本議会において議決を求めるものである。

【根拠法令】

国家賠償法（抜粋）

（公の営造物の設置管理の瑕疵に基く損害の賠償責任・損害の責任者に対する求償権）

第 2 条 道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があったために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。

2 （略）

地方自治法（抜粋）

（議会の委任による専決処分）

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

地方自治法第 180 条第 1 項に基づく四万十町長専決処分事項

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、町長において専決処分することのできる事項を次のとおり指定する。

1 （略）

2 法律上町の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が 50 万円以下のもの

3～6 （略）

■報告第12号 健全化判断比率の報告について

■報告第13号 資金不足比率の報告について

【要旨】

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）により、令和5年度に算定した令和4年度決算に基づく健全化判断比率（「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」及び「将来負担比率」の4指標）及び資金不足比率を、監査委員の意見を付けて議会に報告するものです。

健全化判断比率及び資金不足比率（以下「健全化判断比率等」という。）とは、地方公共団体における財政の健全性を示す基準の一つで、地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、必要に応じて早期に是正を行うことにより、地方公共団体の財政破綻などを未然に防ぐことを目的としています。

なお、比率の算定にあたっては、比率の客観性及び正確性を確保する観点から、比率を議会に報告する前に監査委員の審査に付すこととされており、「地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに各比率とその算定基礎事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該比率を議会に報告し、かつ公表しなければならない。」とされています。

また、各指標には財政規模などによって次のとおり基準が定められており、基準以上となった場合は計画の策定と自主的な改善努力による財政の健全化や、国等の関与による確実な再生が求められることになります。

※各指標とも、数値が低い（又は算定されない）ほど、財政状況が健全であることを示しています。

健全化判断 比 率	早期健全化 基 準	いずれかが早期健全化基準以上となった場合は、議会の議決を経て財政健全化計画を定め、自主的な改善努力による財政健全化が求められます。
	財 政 再 生 基 準	いずれかが財政再生基準以上となった場合は、いわゆる赤字再建団体となり、議会の議決を経て財政再生計画を定め、国等の関与による確実な再生が求められます。
資 金 不 足 比 率	経営健全化 基 準	経営健全化基準以上となった場合は、議会の議決を経て経営健全化計画を定め、自主的な改善努力による経営健全化が求められます。

【算定結果の概要】

本町における健全化判断比率等は、いずれも基準を下回っており、現時点では適正な水準にあるといえます。

なお、算定結果の詳細については、別添の公表資料「令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率」のとおりとなっています。

注) 下表(1)(2)の早期(経営)健全化基準及び財政再生基準は、いずれも令和4年度決算に対する基準を表示しています。

(1) 健全化判断比率

指 標		四 万 十 町		早期健全化 基 準	財 政 再 生 基 準
		4 年度決算	3 年度決算		
健 全 化 判 断 比 率	① 実質赤字比率	— (▲ 6.21) %	— (▲ 6.19) %	13.54 %	20.00 %
	② 連結実質赤字比率	— (▲12.15) %	— (▲11.85) %	18.54 %	30.00 %
	③ 実質公債費比率	6.0 %	6.1 %	25.0 %	35.0 %
	④ 将来負担比率	— (▲75.9) %	— (▲ 81.9) %	350.0 %	

※1 「①実質赤字比率」及び「②連結実質赤字比率」は赤字がないため、また「④将来負担比率」については実質的な将来負担額がないため、いずれも「—」で表示しています。

※2 参考として、黒字比率等を下段（ ）書きに▲で表示しています。

(2) 資金不足比率

指 標	公 営 企 業 会 計 名	四 万 十 町		経営健全化 基 準
		4 年度決算	3 年度決算	
⑤ 資 金 不 足 比 率	水 道 事 業 会 計	— %	— %	20.00 %
	下 水 道 事 業 特 別 会 計	— %	— %	
	農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計	— %	— %	

※3 資金不足額がないため「—」で表示しています。

■承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(令和5年度四万十町一般会計補正予算(第3号))

【要旨】

本議案は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により令和5年7月14日付けで専決処分に付した令和5年度四万十町一般会計補正予算第3号について、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。

選挙費につきましては、議員辞職に伴う参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員補欠選挙が、令和5年10月22日に執行されることに伴いまして、県内市町村合同で発注している啓発物品等、早急な対応が必要となったものです。

また、先の5月議会臨時会で議決を得た「低所得の子育て世帯に対する特別給付金」について、6月にプッシュ型の積極支給を行った後、本年度の新たな課税情報に基づく追加の支給対象者を抽出した結果、既決予算額に不足が生じることが判明しました。

このため、速やかな給付を行う予算措置を講じ、前段の選挙費と合わせて歳入歳出それぞれ500万円の追加計上となったものです。

【補正内容】

令和5年度四万十町一般会計補正予算(第3号)第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり

【根拠法令】

地方自治法（抜粋）

（専決処分）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 （略）

■議案第45号 四万十町文化的施設整備事業に係る施設規模の見直しを求める ことについて住民の意思を問う住民投票条例について

【要旨】

直接請求は、間接民主制を補完する仕組みとして、普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者の一定数以上の署名を集めることで、その代表者から条例の制定・改廃や議会の解散等を請求することができる制度として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項に規定されています。

本条例は、その制度により提出された請求を受理しましたので、同条第3項の規定により、意見を付けて付議するものです。

【経過について】

- 7月24日 条例制定請求代表者から町長へ代表者証明書の交付申請
- 7月28日 町長から条例制定請求代表者へ代表者証明書の交付
- 7月28日～8月3日 署名収集
- 8月4日 条例制定請求代表者から選挙管理委員会へ署名簿の提出
- 8月5日～8月21日 署名簿の審査
- 8月22日～8月28日 署名簿の縦覧
- 8月29日 署名の効力の確定、条例制定請求代表者へ署名簿の返付
- 8月30日 条例制定請求代表者から町長へ請求書の提出、同日受理

【条例で規定する主な内容】

1. 住民投票の期日

条例施行の日から起算して90日以内に行います。また、投票日の10日前までに告示をします。

2. 住民投票の資格者

投票日に年齢満18歳以上となる日本国民で、告示の日の前日において、住民票が作成された日から3月以上本町の住民基本台帳に記録されている者とします。

3. 住民投票の方法

投票用紙の「施設規模の見直しを求める」、「施設規模の見直しを求めない」の二つの選択肢から一つを選択し、所定の欄に自ら○の記号を記載するものとします。また、心身の故障その他の事由により自ら記載することができない者は、代理投票を行います。

4. 投票及び開票の方法

公職選挙法（昭和25年法律第100号）等の規定により行われている本町の議会議員又は長の選挙と同様に行います。

【施行期日】

公布の日

【根拠法令】

地方自治法（抜粋）

（条例の制定又は改廃の請求とその処置）

第74条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者（以下この編において「選挙権を有する者」という。）は、政令で定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。

2 前項の請求があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、第1項の請求を受理した日から20日以内に議会を招集し、意見を付けてこれを議会に付議し、その結果を同項の代表者（以下この条において「代表者」という。）に通知するとともに、これを公表しなければならない。

4～9 （略）

直接請求に基づく「施設規模の見直しを求める住民投票条例の制定」参考資料

▶この資料は、直接請求に基づく「施設規模の見直しを求める住民投票条例」の制定にあたって、これまでの経過や町の考え方をまとめたものです。

事業名：文化的施設整備事業



地方自治法（抜粋）

第5章 直接請求

第1節 条例の制定及び監査の請求

第74条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者（以下この編において「選挙権を有する者」という。）は、政令で定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。

2 前項の請求があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、第1項の請求を受理した日から20日以内に議会を招集し、意見を付けてこれを議会に付議し、その結果を同項の代表者（以下この条において「代表者」という。）に通知するとともに、これを公表しなければならない。

4 議会は、前項の規定により付議された事件の審議を行うに当たっては、政令で定めるところにより、代表者に意見を述べる機会を与えなければならない。

5～9 [略]



令和5年9月

企画課／文化的施設整備推進室

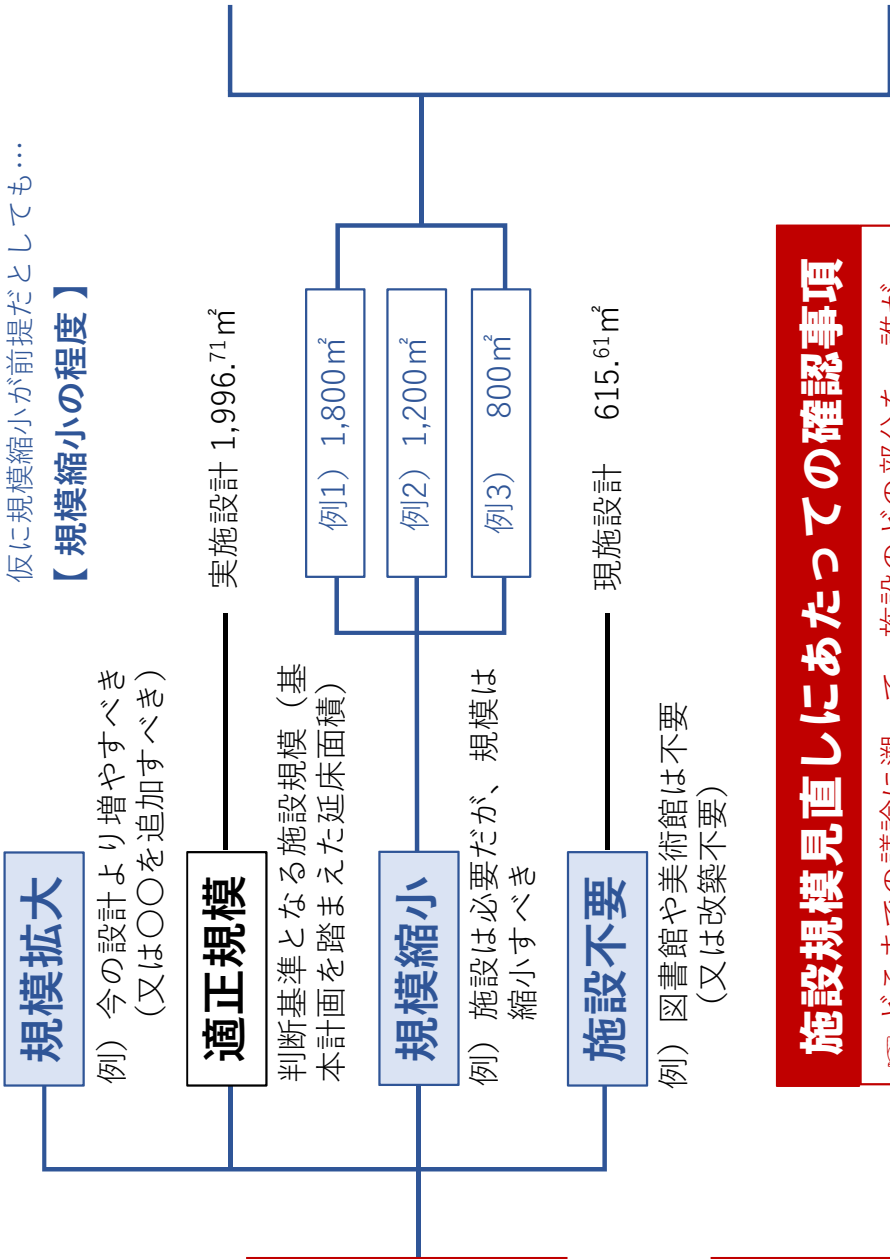
施設

規模

の

見直し

とは？



仮に規模縮小が前提だとしても...

【規模縮小の程度】

【縮小部分の考え方】

例1

他	美	図
他	美	図
他	美	図

図書館(本棚)部分を減らし美術館やその他の部分は設計どおり

例2

他	美	図
他	美	図
他	美	図

美術館部分は不要で、図書館部分やその他の部分は設計どおり

例3

他	美	図
他	美	図
他	美	図

キッズ・お話しコーナーやティーンズコーナーは不要

例4

他	美	図
他	美	図
他	美	図

具体的にどの部分とは言えないが、全体的な規模は縮小すべき

施設規模見直しにあたっての確認事項

どこまでの議論に遡って、施設のどの部分を、誰が、何を基準(根拠)に、どの程度の規模へと見直すのか？
その具体的な方法やスケジュール、代替案はあるのか？
投票に「施設不要」や「規模拡大」を望む声が含まれる恐れはないか？ ➡ 結果が正しく反映されるか？

- ▶ どの時点まで遡って見直すのか？
- ▶ 誰が・どのような手順やスケジュールで見直していくのか？
- ▶ 見直し後の施設規模の根拠や基準を示すことは可能か？
- ▶ どういった合意を得ながら見直していくのか？

■規模見直しによる影響と町(行政)としての考え

R05.08.31 文化的施設整備推進室

- ▶ 住民投票条例（直接請求）の論点とされている施設規模は、議論を積み重ね、情報共有も図りながら「複合施設」として整備を進めてきた「文化的施設の根幹」に関わる重要な部分
- ▶ 実施設設計で示している延床面積は「必要最低限」の施設規模であり、見直しはできない
- ▶ 施設規模の見直しを求めることは、単に施設規模だけの問題ではなく、検討委員会による協議や各種計画に疑義を唱えると同時に、議会における審議結果を否定することに等しい
- ▶ 条例案は、施設規模の「見直し」についての定義が曖昧 → 町民の意思を明らかにすることはない → 結果的に「投票の結果を尊重」することが出来ない
- ▶ 規模見直しの具体的な方法や代替案等が全く示されていない中での投票は、町政に大きな混乱を招くと同時に、様々な面において多大な損失に繋がりがり兼ねない
- ▶ 住民投票条例が制定され、その結果として「施設規模を見直す」となれば、町(行政)としては、基本構想の議論にまで立ち返らざるを得ない
※これまでの経過や、見直すための具体的な方法や代替案等が示されていないといった状況等を踏まえると、これ以外に「選択の余地がない」との判断にならざるを得ない
- ▶ 結果として、町(行政)としては、この事業そのものを「中止」せざるを得なくなる



【結論】

住民の意思を尊重していくことは重要。とはいえ、上記に加えて、本体工事の入札まで進んだこのタイミングにおいて、住民投票を実施することは意義を見出し難く、住民投票は実施すべきではない

過 去

H29～R元年度

R2～4年度

R5～6年度

未 来

現施設が抱える課題

施設の老朽化

狭小な施設と不十分なスペース

適切な管理が困難な収蔵庫

ユニバーサルデザインへの対応

手 続

愛称全国公募

システム更新

用地取得・工事入札

サービス計画

基本設計・実施設計

議会による予算の議決・計画承認・一般質問等

広報紙・チラシ・CATV等による情報提供

町民向け説明会・意見交換会・WS等の開催

計画等に対する意見公募手続×4回

施設の在り方・規模

基本構想・計画策定

根拠に基づく
施設規模の検討

4つの機能を備えた
複合施設

検討委員会による
施設の在り方検討

別紙参照

現在

~~標準を上回る施設規模・華美な設備等~~

あるべき（目指すべき）姿

望ましい蔵書数の確保等による
生涯学習の拠点

多様な町民活動や交流による
まちづくりの拠点

収蔵資料の適切な保存と
活用による文化の継承

全ての人が安心・安全で
円滑に利用できる環境

＝

必要な施設規模

[旧] 文化的施設検討委員会の概要

R05.08.31現在

設置根拠：四万十町文化的施設検討委員会設置要綱（平成29年教育長告示第3号）

設置期間：平成29年9月～令和2年3月

所掌事務：①文化的施設の有効な活用に関すること
②文化的施設の整備に関すること
③その他、必要と認めること

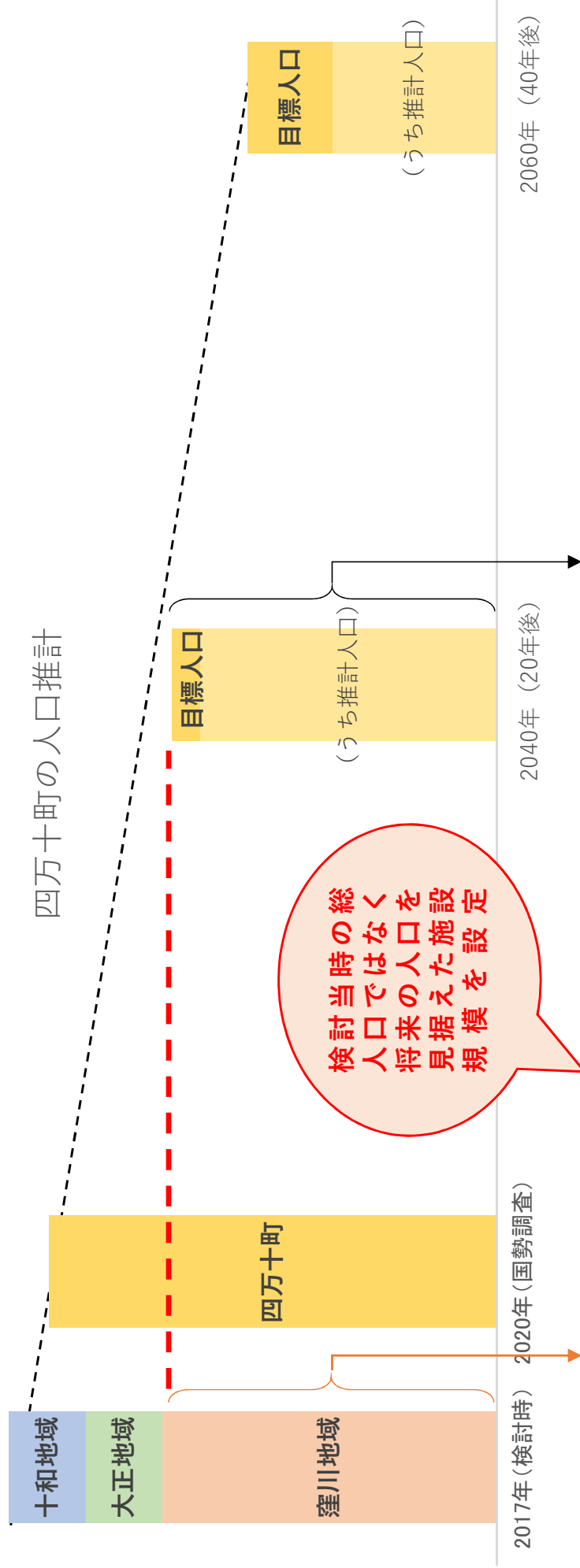
構成委員：15名（16名以内で1名欠員）



関係機関等	
社会教育委員	
図書館協議会委員	
美術館運営審議会委員	
文化財保護審議会委員	
文化協会委員	

子育て・教育関係者	
保育所保護者会 連合会	会員
小中学校協議会 連絡会	P T A 会員
保育所	長
小中学校	校長
町内高等学校	校長

利用者・町民代表等	
図書館・美術館利用者	(2名)
有識者	
公募による者	(2名)



【根拠】施設規模の基準とした人口の考え方
= 当時の窪川地域の人口約11,900人

【検証】適正な施設規模を判断するための人口の考え方（土地収用法手続）
= 「当時の町総人口」と「40年後の目標人口」の平均 = $12,936人$
※概ね20年後の目標人口

【算式】人口規模に応じた図書館部分の規模

= 図書館法に基づき、文部科学省が図書館の設置及び運営上望ましい基準を策定。さらに…
公立図書館のあるべき姿等を定めたガイドラインに、人口に基づく数式が設定されている。
▶人口6,900人未満1,080㎡を最低とし、人口18,100人まで1人につき0.05㎡を加算
 $= 1,080㎡ + (11,900人 - 6,900人) \times 0.05㎡ = \text{図書館部分 } \underline{1,330㎡}$

【参考】蔵書冊数については、現状での必要冊数として、将来の目標人口ではなく、現状の人口規模をもとに算定。人口規模に対して望ましいとされている蔵書冊数（文科省－図書館の在り方検討協力者会議がまとめた報告書において人口規模別に示された自治体あたりの蔵書冊数）を目標に整備＝書架(本棚)等のスペースを確保

美術館部分や展示機能 など

施設全体で 約2,000㎡

これまでの経過及び今後の予定（全体）

R05.08.31現在



これまでの経過（議会関係1／2）

※一般質問・各常任委員会を除く

R05.08.31現在

平成28年度 (2016年)

9月
9月
12月
3月

議会9月定例会の行政報告において「地域座談会での意見内容」について報告
決算認定議案の「自由討議」において、図書館の充実等に対する意見あり
議会定例会において文化的施設（図書館）関連の一般質問等が始まる

平成29年度 (2017年)

9月

文化的施設検討委員会（15名）を設置 ※令和2年3月まで計17回開催

平成30年度 (2018年)

6月
9月
9月
1月
3月
3月

平成30年度当初予算に「基本計画策定委託料」等を計上 ➡ **全会一致**で議決
議会6月定例会の行政報告において「検討委員会での取り組み」について報告
9月補正予算に「基本構想策定WSアドバイザー委託料」等を計上 ➡ **全会一致**で議決
議会9月定例会において前年度決算を**全会一致**で認定
3月補正予算で「繰越明許費」を議決
令和元年度当初予算に「設計業務委託料」等を計上 ➡ 議決
（予算説明資料に16億8千5百万円余りの総事業費（見込）を提示）
3月補正予算で「繰越明許費」を議決
➡町議会議員選挙執行（議員定数変更）

令和元年度 (2019年)

2月
2月
3月
3月
3月
6月
9月
9月
12月

文化的施設「基本計画」策定
基本設計の委託先をプロポーザル方式により決定
議会3月定例会の行政報告において「基本計画の策定（意見公募結果）、基本設計の業者選定、今後のスケジュール」等について報告
3月補正予算で「繰越明許費」を**全会一致**で議決
令和2年度当初予算に「総合アドバイザー委託料」等を計上 ➡ 議決
「基本設計」及び「サービス計画」策定業務等に着手
12月補正予算に「設計業務委託料の補正」等を計上 ➡ **全会一致**で議決
➡新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延
議会9月定例会において前年度決算を**全会一致**で認定
議会9月定例会の行政報告において「建設予定地」を表明
議会6月定例会において「JR窪川駅前・町役場（西庁舎）前の再開発を求める要望書」を**全会一致**で不採択

令和2年度 (2020年)

9月
12月
1月
2月
3月
3月
3月
4月

議会9月定例会の行政報告において「基本設計業務の工期延長」等について報告
議会12月定例会において前年度決算（基本計画策定委託料等）を**全会一致**で認定
文化的施設「住民説明会」開催（町内7会場）
1月～2月
議会3月定例会の施政方針・行政報告において「事業の位置付けや前年度の取組内容・令和3年度の補正予算計上予定」等について報告
令和3年度当初予算に「総合アドバイザー委託料」等を計上 ➡ 議決
文化的施設「基本設計」完了
➡文化的施設建設反対の「嘆願書」受付
➡企画課内に「文化的施設整備推進室」を設置

続
く

令和5年度
(2023年)

▶施設規模の見直しを求める「住民投票条例」制定の直接請求
施設の愛称募集開始（全国公募）開始・図書館システム委託先選定
用地の購入・本体建築工事等の発注
 議会全員協議会において「本体建築工事の発注方法」「愛称募集」等について報告
 令和5年度当初予算に「**施設本体建築工事費**」等を計上 ▶ 議決
 3月補正予算で「繰越明許費」「既決予算の精査（減額）」を計上 ▶ **全会一致**で議決
 議会3月定例会の町長施政方針において「文化的施設に対する考え」について説明
 ▶町議会議員選挙執行
 議会12月定例会において前年度決算（実施設計委託料の前払金等）を**全会一致**で認定
 12月補正予算で、資材価格の高騰等に伴う「**継続費（R3年度議決予算）の増額変更**」及び「**関連補正予算**」を計上 ▶ 議決
 ※補正予算のうち「継続費の増額」部分の削除に関する修正動議あり
 議会に「**過疎計画の変更（文化的施設整備事業の追加）**」議案を提案 ▶ **全会一致**で議決
 議会12月定例会の行政報告において「資材価格の高騰等に伴う補正（継続費の増額等）予算の計上等」について報告
 ▶文化的施設整備事業の「一時休止を求める請願書」受付 ※議会にも提出あり
 議会全員協議会において「町民向け説明・意見交換会の結果報告、今後の予算計上予定と広報」等について説明
 町民向け「**説明・意見交換会**」開催
 議員宛てに「町民向け説明・意見交換会の開催」について情報提供
 文化的施設「**実施設計**」完了
 議会において「文化的施設整備事業に関する政策討論会」を開催
 議会9月定例会の行政報告において「総事業費等」について報告
 議会「合同常任委員会」において「総事業費と今後の方向性」等について説明
 ▶窪川中学校「**子ども議会**（文化的施設に関する模擬議会）」開催
 町長（3期目）所信表明において「文化的施設に対する考え」等について説明
 文化的施設「**サービス計画**」策定
 令和4年度当初予算に「**施設の愛称募集経費**」等を計上 ▶ 議決
 ※10款－図書館・美術館費の「移動図書館車購入費」に関する修正動議あり
 議会基本条例に基づき「**第2次総合振興計画（改訂版）後期基本計画**」を**全会一致**で議決
 3月補正予算で「既決予算の精査（減額）」を計上 ▶ **全会一致**で議決
 議会全員協議会において「事業の進捗状況」について報告
 議会3月定例会の行政報告において「事業の進捗状況」について報告
 議会12月定例会において前年度決算（用地測量、基本設計委託料等）を**全会一致**で認定
 12月補正予算で「既決予算の精査（減額）」を計上 ▶ **全会一致**で議決
 議会全員協議会において「基本設計からの変更点、アンケート結果、意見交換会の状況、サービス計画案」等について説明
 議会12月定例会の行政報告において「事業の進捗状況」について報告
 文化的施設「**実施設計**」着手
 9月補正予算で「**継続費**」と「**実施設計委託料・用地購入費**」等を計上 ▶ 議決
 ※「実施設計委託料」「用地購入・移転補償費」予算に関する修正動議あり
 議会9月定例会の行政報告において「事業の進捗状況」について報告
 議会全員協議会において「サービス計画（素案）の概要、意見公募手続における意見の状況、9月補正予算計上予定の内容及び今後の対応方針」等について説明
 議会において文化的施設整備事業の「見直しを求める陳情書」を受理 ▶ 不採択
 6月補正予算で「サービス計画意見交換会謝金」を計上 ▶ **全会一致**で議決
 議会全員協議会において「事業等に対する意見公募手続」の実施について説明
 議会6月定例会の行政報告において「整備事業の状況」を報告

令和5年度
(2023年)

続き

4月 4月 4月 4月 5月 5月 7月 7月 7月 7月 7月 7月 8月 8月

- ▼住民投票条例（規模見直し）制定の直接請求
- イベント「四万十大正あゆまつり」へのブース・移動図書館車出展
- イベント「四万十駄場フェス」の開催
- 施設の愛称募集開始（全国公募）
- 本体建築工事等の発注・図書館システム委託先選定
- イベント「しまんとワイワイ広場（大正）」へのブース・移動図書館車出展
- 用地の購入（土地収用法に基づく各種手続）
- イベント「しまんとワイワイ広場（十和）」へのブース・移動図書館車出展
- イベント「よつてこい四万十」へのブース・移動図書館車出展
- 移動図書館車の巡回開始（町内22か所）
- 土地収用法に基づく「事業説明会」開催
- 本体建築工事費等の予算計上

【その他の取り組み】

項目	概要	回数等
広報	チラシ「四万十町の新しい文化的施設」の発行【R3.3～】	No.1～No.26
	広報紙「四万十町通信」での連載【R3.11～】	No.1～No.21
	公式HPでの情報公開（各種説明資料、会議録、意見公募など）	—
	SNSによる発信（Facebook、公式LINE）	—
	ケーブルテレビ文字放送による発信	—
関係機関との協議	元文化的施設検討委員会【R3.8～R3.11】	3
	教育委員会【R3.4～】	16
	社会教育委員会【R3.7～】	4
	図書館協議会【R3.5～】（うち1回は美術館運営審議会との合同開催）	11
	美術館運営審議会【R3.6～】（うち1回は図書館協議会との合同開催）	9
	文化財保護審議会【R3.6～】	4
	校長会【R3.4～】	3
	保育所長会【R3.8～】	1
	区長連絡会【R3.4～】	3
	合計	54
各種団体との意見交換	（一社）高知県木材協会/しまんと街おこし応援団/窪川中PTA総会/高知県建築士会四万十支部総会/婚活協議会総会/十和地域（育つ会とおお等）/十和地域まちづくり推進協議会/十和地域観光推進協議会/十和地区民生児童委員協議会定例会/昭和地域コーディネーター/障害者連盟役員会/食生活改善推進協議会/大正（田野々）読み聞かせグループ/観光協会理事會/商工会総会/町民有志グループ/文化協会窪川支部/文化協会十和支部/文化的施設建設反対運動実行委員会/歴史を学ぶ会/連合婦人会総会/連合婦人会理事会【R3.4～】	23団体29回

これまでの経過（申請・手続き等）

R05.08.31現在

用地取得

土地収用法に基づく事業認定申請【高知県知事】

■事業認定申請書の作成

- ・第18条第2項第4号の規定に基づく照会（電柱、電信柱の土地を起業地への編入することに関する確認）【四国電力送配電株式会社・西日本電信電話株式会社】
- ・建設予定地周辺に生育する希少種（植物）の確認【高知県林業振興・環境部 自然共生課】
- ・建設予定地における埋蔵文化財としての遺跡の所在可能性の確認【四万十町教育長（高知県歴史文化財課）】
- ・第15条の14の規定に基づく事業説明会の開催

■高知県知事に対し、事業認定を申請

■申請書の公告・縦覧

■高知県による認定

租税特別措置法に係る事前協議【高知税務署】

建設予定地に係る民有地の売買契約【地権者2名】

入札方法に関する協議【内部】

本体新築工事の入札

■建築主体

■電気設備

■機械設備

その他の工事や委託契約等の発注手続

システム

文化的施設情報システム構築に関する情報提供依頼（RFI）

図書館・美術館システムの導入に向けた検討【内部】

図書館情報システムの構築に向けた委託業者の選定（公募型プロポーザル方式）

など

■議案第46号 松葉川地区定住住宅団地造成工事請負契約の締結について

【要旨】

米奥地区は基盤整備事業の実施をきっかけに、地域農業の将来について住民の意識が高まり、集落営農組織も誕生しています。その中で後継者育成や移住定住者に対する住宅等の環境整備も必要であることから、農地の基盤整備事業の中で一部非農用地の創出を図り、定住住宅を整備することとしています。

本議案は、一般競争による入札の結果、落札した下記事業者と工事請負契約を締結するため、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年四万十町条例第47号）第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

【工事請負契約締結内容】

工 事 名	令和5年度 松葉川地区定住住宅団地造成工事
工 事 場 所	四万十町 米奥 地内
契 約 金 額	57,200,000 円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 5,200,000 円）
契約の相手方	四万十町作屋 492 番地 22 有限会社 松葉建設 代表取締役 中平 俊二
工 期	議決日の翌日から令和6年3月29日まで
工 種	土工事
事 業 量	敷地面積：2,688.61 m ² 側 溝： 255.4m L型擁壁： 288.8m

【根拠法令】

四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

入 札 記 録				
工 事 名	令和5年度 松葉川地区定住住宅団地造成工事			
工 事 番 号				
入 札 区 分	一般競争入札（地域密着型）			
入 札 日 時	令和5年8月24日 午前10時00分			
入 札 場 所	四万十町役場 西庁舎3階 会議室3A			
予 定 価 格 ①	58,971,000 円	最低制限価格	53,405,000 円	
落札決定金額 ②	57,200,000 円	落札率	②／①＝ 96.99%	
契 約 金 額	57,200,000 円	内取引に係る消費税 及び地方消費税額		5,200,000 円
請 負 者 名	四万十町作屋492-22 (有)松葉建設			
契 約 保 証 金	要			
業 者 名	第 1 回	第 2 回	第 3 回	備 考
(有)松葉建設	57,200,000 円	落		
(有)共栄建設	58,971,000 円			
備 考	金額は全て消費税及び地方消費税額を含んだものです。			

■議案第47号 損害賠償の額を定めることについて

【要旨】

町道で発生した自動車人身事故の損害に対し、次のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により議会の議決を求めるものです。

【内容】

発 生 場 所	町道大道日吉線
概 要	令和5年5月8日午前8時30分頃、町道大道日吉線で落石が発生し、停車中の車両後部座席にいた相手方が負傷した。 （事故の詳細は報告第11号のとおり）
賠 償 金 額	826,295 円（町の過失割合 10 割） 内訳 治療関係費 530,258 円、装具代 45,537 円 慰謝料 215,000 円、入院諸雑費 27,500 円 診断書取得費用 8,000 円
相 手 方	四万十町  

【根拠法令】

国家賠償法（抜粋）

（公の営造物の設置管理の瑕疵に基く損害の賠償責任・損害の責任者に対する求償権）

第2条 道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があったために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。

2 （略）

地方自治法（抜粋）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

1～12 （略）

13 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

14、15 （略）

- 議案第48号 四万十町文化的施設新築工事(建築主体)請負契約の締結について
- 議案第49号 四万十町文化的施設新築工事(機械設備)請負契約の締結について

【要旨】

現在の町立図書館本館及び美術館は、旧法務局を改修し運営していますが、施設の老朽化に加え、元々が図書館・美術館として整備された施設ではないことから、専用の収蔵庫なども備えておらず、書籍・美術作品・歴史資料などの収蔵環境に多くの課題を抱えています。また、建物の面積も非常に狭く、収蔵スペースや閲覧スペースの確保、ユニバーサルデザインへの対応など、利用環境にも多くの課題を抱えているところです。こうした状況を受け、本町では関係機関等の代表者をはじめ、町内保育所・学校の保護者や関係者、図書館・美術館の利用者や公募委員等で構成する「四万十町文化的施設検討委員会」を設置し、現在の図書館・美術館が抱える課題の解決はもとより、広く本町の文化行政のあり方について検討を重ねてきました。さらには、町民とのワークショップや意見公募手続等も経て文化的施設の「基本構想」「基本計画」を策定し、「図書館」「美術館」「展示」「コミュニティ」の4つの機能を備えた「四万十町文化的施設」の整備を進めているところです。文化的施設では、現在の図書館・美術館が抱える課題の解決とあわせて、町民の学び合いや活動を支援するとともに、世代や分野を超えた多様な人々が集う場として出会いや交流を促し、本町の文化の振興とまちづくりの推進を図ります。

本議案は、一般競争による入札の結果、落札した下記事業者と工事請負契約を締結するため、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年四万十町条例第47号）第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

【工事請負契約締結内容（建築主体）】

工 事 名	令和5年度 四万十町文化的施設新築工事（建築主体）
工 事 場 所	四万十町 茂串町 地内
契 約 金 額	1,352,450,000 円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 122,950,000 円）
契約の相手方	大旺新洋・井原組・岡田建設特定建設工事共同企業体 代表者住所 高知市仁井田 1625 番地 2 代表者氏名 大旺新洋株式会社 高知建築本店 執行役員本店長 中谷 雅明
工 期	議決日の翌日から令和6年11月30日まで
工 種	建築一式工事

事業量	構造：①アプローチ棟〔木造〕 ②メイン棟〔鉄筋コンクリート造及び鉄骨造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）〕 ③線路棟〔木造〕 延床面積：1,996.71 m² 主要機能：図書館・美術館・展示・コミュニティ
-----	--

【工事請負契約締結内容（機械設備）】

工事名	令和5年度 四万十町文化的施設新築工事（機械設備）
工事場所	四万十町 茂串町 地内
契約金額	162,800,000 円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 14,800,000 円）
契約の相手方	日化・横山特定建設工事共同企業体 代表者住所 四万十町本町9番5号 代表者氏名 株式会社 日化住宅機器 代表取締役 永井 資士
工期	議決日の翌日から令和6年11月30日まで
工種	機械工事
事業量	構造：①アプローチ棟〔木造〕 ②メイン棟〔鉄筋コンクリート造及び鉄骨造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）〕 ③線路棟〔木造〕 延床面積：1,996.71 m² 主要機能：図書館・美術館・展示・コミュニティ

【根拠法令】

四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき契約） 第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。
--

入 札 記 録				
工 事 名	令和5年度 四万十町文化的施設新築工事（建築主体）			
工 事 番 号				
入 札 区 分	一般競争入札（条件付）			
入 札 日 時	令和5年8月24日 午前9時30分			
入 札 場 所	四万十町役場 西庁舎3階 会議室3A			
予 定 価 格 ①	1,468,269,000 円	最低制限価格	1,350,800,000 円	
落札決定金額 ②	1,352,450,000 円	落札率	②／①＝ 92.11%	
契 約 金 額	1,352,450,000 円	内取引に係る消費税 及び地方消費税額	122,950,000 円	
請 負 者 名	高知市仁井田1625番地2 大旺新洋・井原組・岡田建設特定建設工事共同企業体			
契 約 保 証 金	要			
業 者 名	第 1 回	第 2 回	第 3 回	備 考
大旺新洋・井原組・岡田 建設 特定建設工事共同 企業体	1,352,450,000 円	落		
小松・三浦・松井 特定建 設工事共同企業体	1,450,900,000 円			
入交・田邊・郷田 特定建 設工事共同企業体	1,438,800,000 円			
備 考	金額は全て消費税及び地方消費税額を含んだものです。			

入 札 記 録				
工 事 名	令和５年度 四万十町文化的施設新築工事（機械設備）			
工 事 番 号				
入 札 区 分	一般競争入札（条件付）			
入 札 日 時	令和５年８月２４日 午前１１時３０分			
入 札 場 所	四万十町役場 西庁舎３階 会議室３Ａ			
予 定 価 格 ①	168,938,000 円	最低制限価格	155,419,000 円	
落札決定金額 ②	162,800,000 円	落札率	②／①＝ 96.36%	
契 約 金 額	162,800,000 円	内取引に係る消費税 及び地方消費税額	14,800,000 円	
請 負 者 名	四万十町本町９－５ 日化・横山特定建設工事共同企業体			
契 約 保 証 金	要			
業 者 名	第 １ 回	第 ２ 回	第 ３ 回	備 考
日化・横山 特定建設 工事共同企業体	176,000,000 円	171,600,000	162,800,000	落
ヨシカワ・芝 特定建設 工事共同企業体	178,200,000 円	174,900,000	169,950,000	
備 考	金額は全て消費税及び地方消費税額を含んだものです。			

■議案第50号 高知県広域食肉センター事務組合の解散について

【要旨】

高知県広域食肉センター事務組合は、昭和53年11月30日に四万十町以東の28市町村により共同で、食肉センター施設の設置、管理及び運営に関する事務処理を目的として設立した事務組合です。

この事務組合は、本年度の新食肉センターの稼働開始及び旧食肉センター施設の解体工事完了により、設立目的が達成され、その役割を終えることとなります。

これらのことから、令和6年2月29日をもって事務組合を解散するために関係28市町村で協議を行うことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

【根拠法令】

地方自治法（抜粋）

（解散）

第288条 一部事務組合を解散しようとするときは、構成団体の協議により、第284条第2項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

（議会の議決を要する協議）

第290条 第284条第2項、第286条（第286条の2第2項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

■議案第51号 高知県広域食肉センター事務組合の解散に伴う事務承継について

【要旨】

高知県広域食肉センター事務組合の解散に伴う事務承継を行うため関係 28 市町村で協議を行うことについて、同組合同規約第 14 条において準用する同規約第 13 条の規定により議会の議決を求めるものです。

【協議を行う内容】

- ・ 高知県広域食肉センター事務組合の事務は、高知市が承継する。
- ・ 組合の解散時における剰余金、未収金、未支出金、剰余、不足は、高知市に配分し、又は高知市が負担する。
- ・ この協議についての疑義・記載のない事項は、関係市町村がその都度協議し決定する。

【根拠法令】

高知県広域食肉センター事務組合同規約（抜粋）

（解散に伴う財産処分）

第 13 条 組合を解散する場合は、財産を処分するものとし、その配分方法については、関係市町村が議会の議決を経てする協議を持って定める。

（解散に伴う事務の承継）

第 14 条 組合の解散に伴い事務を承継する市町村の決定については、前条の規定を準用する。

